

議案第20号

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

介護保険に係る独自事業の財源変更による改正

飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例

飛驒市介護保険条例（平成16年飛驒市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を次のように改める。

（保健福祉事業）

第8条の2 飛驒市は、次に掲げる保健福祉事業（法第115条の49の規定に基づく保健福祉事業をいう。）を必要に応じて行うものとする。

- (1) 要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業
- (2) 被保険者が要介護状態等（法第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。）となることを予防するために必要な事業
- (3) 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、介護保険施設の運営、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、地域支援事業及びその他の保険給付のために必要な事業

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (<u>保健福祉事業</u>)</p> <p>第8条の2 飛騨市は、次に掲げる保健福祉事業（法第115条の49の規定に基づく保健福祉事業をいう。）を必要に応じて行うものとする。</p> <p>(1) <u>被保険者が要介護状態等（法第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。）となることを予防するために必要な事業</u></p> <p>(2) <u>指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業の保険給付のために必要な事業</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (<u>保健福祉事業</u>)</p> <p>第8条の2 飛騨市は、次に掲げる保健福祉事業（法第115条の49の規定に基づく保健福祉事業をいう。）を必要に応じて行うものとする。</p> <p>(1) <u>要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業</u></p> <p>_____</p> <p>(2) <u>被保険者が要介護状態等（法第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。）となることを予防するために必要な事業</u></p> <p>(3) <u>指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、介護保険施設の運営、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、地域支援事業及びその他の保険給付のために必要な事業</u></p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	介護保険に係る独自事業の財源変更による改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の49の保健福祉事業は、その範囲内において、市町村が条例で定めることにより、第1号被保険者の保険料を財源に独自の事業を実施することができることとされている。</p> <p>当市が実施してきた介護保険に係る独自事業は、これまで一般会計を財源に実施してきたが、それを安定した財源の確保による持続可能な事業とするため介護保険特別会計で実施できるよう、所要の改正を行うもの。</p> <p>追加する具体の事業については下記のとおり。</p> <p>(1) 要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業 （該当事業 家族介護応援手当）</p> <p>(2) 被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業 （該当事業 移動販売事業者支援事業の内、運営費にかかる支援）</p> <p>(3) 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、介護保険施設の運営、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、地域支援事業及びその他の保険給付のために必要な事業 （該当事業 移動対策助成金、特養等夜勤者処遇改善臨時交付金事業、ケアマネージャー報奨品）</p> <p style="text-align: right;">（第8条の2関係）</p>
市民への影響等	<p>【市民への影響】</p> <p>特になし</p> <p>65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料基準額月額は当面維持できる見込み。</p>

	介護保険料基準額月額 5,710円 飛騨市内の第1号被保険者 12月末現在8,737名
施行日	令和7年4月1日
備考	今回の保健福祉事業にかかる費用については、繰越金を活用する。 (令和6年度末繰越金見込み 1億2,000万円)